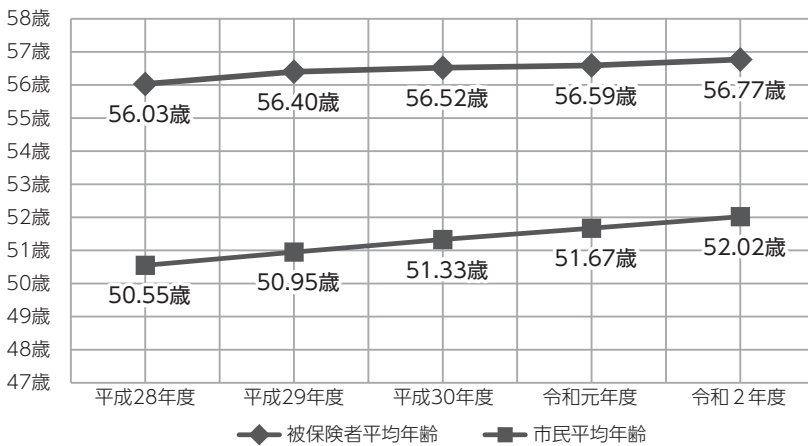


# 国民健康保険の現状と財政状況

☎ 保険医療課保険医療係（市役所 1階④番窓口 ☎82-3197）

図1 市民と被保険者の各年度末平均年齢

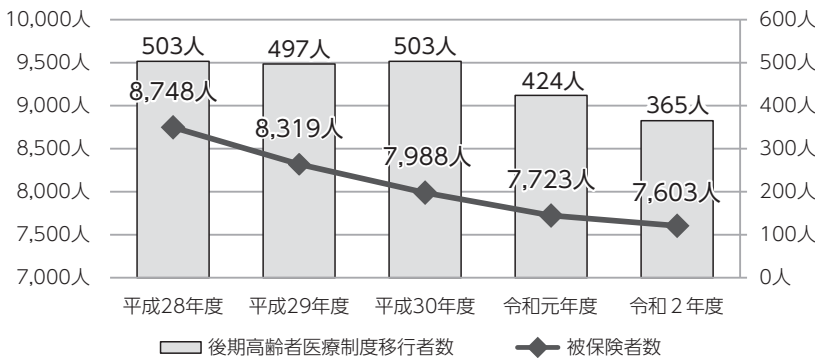


令和2年度末における伊達市の人口3万3千209人、世帯数1万7千805世帯のうち、国民健康保険に加入している被保険者数は7千603人、世帯数は5千100世帯です。

## 高齢化が進む被保険者

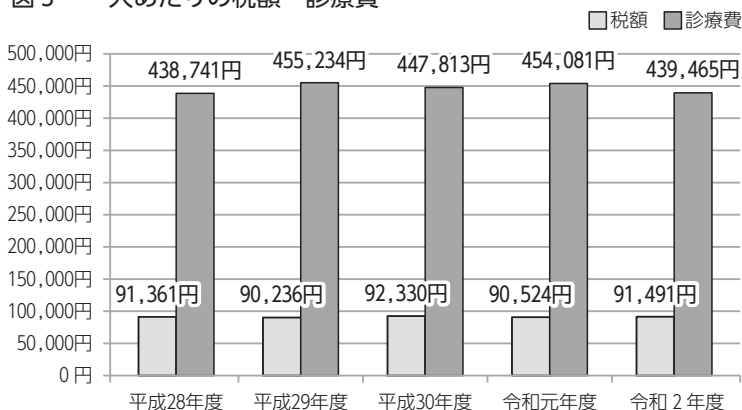
国民健康保険は、社会保険や後期高齢者医療制度に加入している方・生活保護を受けている方を除き、すべての方が加入する保険です。

図2 後期高齢者医療制度移行者数・被保険者数の推移



国民健康保険の被保険者の平均年齢は、市民の平均年齢と比較した場合、より年齢層が高いことがうかがえます（図1）。  
また、国民健康保険の被保険者数は年々減少していて、被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方が多いことが影響しています（図2）。

図3 一人あたりの税額・診療費



市の保険税は国の基準にあわせ改正を行っていますが、「税率」は平成24年度以降据え置きにしています。そのため、1人あたりの税額はほぼ横ばいになっています。  
一方、1人あたりの診療費は、高齢化の影響もありゆるやかな増加傾向が続いていますが、新型コロナウイルス感染症対策の徹底でインフルエンザの流行が抑えられたことで、前年度に比べ減少しました（図3）。

## 1人あたりの税額と診療費の推移

## 令和2年度の決算状況

国民健康保険は、国や道からの交付金などのほか、被保険者の方からの保険税により運営されています。

また、制度改正により、市町村は北海道が事前に示した納付金を納めれば、その年度の医療費は北海道から交付される仕組みに変わつたため、近年は黒字決算になっていきます。

(単位：千円)

表1 収支決算状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	5,289,570	5,362,028	4,607,947	4,439,309	4,252,072
歳出	5,289,570	5,205,659	4,473,982	4,358,545	4,139,075
収支額	0	156,369	133,965	80,764	112,997
一般会計 繰入金 (赤字補填)	43,134	0	0	0	0

令和2年度の決算は、市は約1億1千300万円の黒字になりましたが、

北海道が歳出超過で基金の取り崩しを行っており、今後数年に分け納付金額に上乗せし市町村へ請求されるため、市は黒字分を基金に積み立て、将来の負担に備えることにしました。

### 税負担を増やさないために

#### 市が取り組んでいること

市では、平成28年度まで収支不足が生じて、一般会計からの繰入金によって収支不足を解消してまいりました。しかし、平成29年度から国では繰入を行う保険者に対し、増税などによる繰入金解消策を具体的に求めるようになりました。

また、国では保健事業の推進や収納率向上などに力を入れている市町村には交付金を手厚く、そうではない市町村には交付金を減額するといった厳しい措置を行っています。

そのため、市では被保険者の方の保険税負担を減らせるよう、国が推奨する次の事業に取り組んでいます。

- 1 特定健診受診などによる生活習慣病予防とがん検診の推進
- 2 適正な保険税賦課に向けた確定申告の勧奨と収納率の向上
- 3 医療費適正化に向けた被保険者への調査（交通事故による第三者行為など）

### 国民健康保険加入者をお願いしたいこと

- 1 特定健診・特定保健指導を活用してください

市では、集団健診やドック健診を実施するほか未受診者への電話勧奨を行っています。依然として受診率は国が示す目標値より低い水準にあります。

糖尿病や高血圧といった生活習慣病は自覚症状がほとんどありません。しかし、放置すると脳梗塞や心筋梗塞などの引き金になることがあります。特定健診は、こうした自覚症状のない生活習慣病を予防するほか、気を付けても避けられない病気の兆候を早めに見つける指標にもなります。

- 2 無収入の方、年金以外の収入がある方は確定申告をしてください

保険税は前年所得に基づいて計算され、さまざまな軽減措置が適用されています。しかし、無収入や非課税所得である障害年金受給者の方は、申告がなければ軽減措置を受けることができません。収入が変わっていないのに保険税が何倍にもなった場合は申告漏れの可能性がありますので、担当にお問い合わせください。また、収入があつて申告を忘れていた場合も、適切な負担になるよう確定申告をお願いします。

- 3 交通事故などの治療で保険証を利用する場合は市に連絡を

交通事故などで第三者から被害を受けたとき、本来は加害者が被害者の医療費を負担することになりますが、一時的に国保が立て替えたときは、過失割合に応じて国保から加害者に対して医療費を請求することになります。このため、交通事故などで医療機関を受診したときは、必ず担当にご連絡ください。

- 4 重複受診はやめましょう

1つの病気で同時に複数の医療機関を受診する「重複受診」は、医療費を増やしてしまうだけでなく重複する検査や服薬でかえって体に悪影響を与えてしまうおそれがあります。今受けている治療に不安などがあるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

